

企画・制作 = 日本農業新聞 広告部

確定申告特集

申告前に準備をしましょう

確定申告の時期になりました。令和3年(2021年)分の所得税および復興特別所得税の確定申告は令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までに、消費税の確定申告は3月31日(木)までに、贈与税は2月1日(火)から3月15日(火)までに行うことになります。

本企画では、農業所得を計算する上での注意点や青色申告特別控除の令和4年分からの改正点などをランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘先生に解説していただきました。

令和3年分の確定申告で注意したいこと

農業収入について

◆庭先販売分、家事消費分の計上漏れ

市場などの仕切書を販売方法ごとにそろえて漏れないよう注意しましょう。庭先販売分、家事消費分も収穫した時の生産者販売価格により計上する必要があります。

◆補助金の計上漏れ

国などからの各種補助金(新型コロナウイルス感染症関連の持続化給付金・月次支援金・農林漁業者への経営継続補助金なども含む)も収入計上します(固定資産の取得などが目的の補助金など一定のものを除く)。

費用について

◆修繕費

通常の維持管理や修理のための支出は全額経費計上

【表1】資産計上するものと経費計上するものの取得価額などの区分

取得価額など	区分	税務上の経費計上
㉗ 10万円未満のもの 又は使用可能期間 1年未満のもの	少額の減価償却資産	全額経費
㉘ 10万円以上で、 かつ使用可能期間 1年以上のもの	減価償却資産	通常の減価償却
㉙ 10万円以上20万円 未満のもの (㉘の扱いも選択可)	一括償却資産	同じ期に事業供用した一括償却資産をまとめて3年で均等償却
㉚ 30万円未満のもの (青色申告の中小事業者 のみの特例)	少額減価償却資産 (年300万円限度)	取得価額全額をその期の経費計上可 (令和4年3月31日迄の供用分。 改正により2年間延長予定。)

(注)税込経理方式を適用している場合や免税事業者は、消費税込の価格が取得価額となる。

備品などの購入

しますが、価値を高めたり、耐久性を増すものであれば、その部分の支出は固定資産として計上し、減価償却していきます。

取得価額などを目安にして取り扱いが定められています。経費計上のポイントを【表1】に示します。

◆共済、保険

建物更生共済などの長期火災保険料には、積立部分と必要経費部分があるので注意しましょう。

◆固定資産税

租税公課として計上できるのは耕作している部分など事業用部分に係るのみです。固定資産税課税明細書などで確認することが大切です。

令和4年分からの改正点

◆青色申告特別控除

現在、要件により次の3種類となっておりますが、令和4年分から要件の一部が改正されます。

(1)青色申告者が、取引を複式簿記により記録し、貸借対照表・損益計算書を添付して期限内申告をした場合の青色申告特別控除額(所得金額を限度とする)は、最大55万円となります。

【表2】青色申告特別控除の令和4年分からの改正

区分	主な要件の比較	令和2年・3年	令和4年1月以降
(1)	損益計算書の作成 貸借対照表の作成	55万円	55万円
(2)	損益計算書の作成 貸借対照表の作成 「①e-Taxによる申告(電子申告)」(注1)または「②電子帳簿保存の要件を満たしている(注2)」のいずれかに該当する場合	65万円 ②の電子帳簿保存の要件の場合には旧法による。	65万円 ②の電子帳簿保存の要件の場合には新法または旧法による。
(3)	損益計算書の作成 貸借対照表は不要	10万円	10万円

(注1)「①電子申告」を要件としている場合は、令和4年以降も従来通り65万円控除可能です。

(注2)「②電子帳簿保存の要件」は令和4年分から、改正電子帳簿保存法(新法という。令和4年1月施行)による、「優良な電子帳簿」の要件(訂正・削除の履歴が残るシステムの使用など)を満たし、控除の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに届出書を提出することという要件でも可能となりました。

確定申告



(2)上記(1)の要件を満たす者が、「①e-Taxによる申告(電子申告)」または「②電子帳簿保存の要件を満たしている」のいずれかの場合

※令和4年分から青色申告を始めた方は令和4年3月15日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書の提出が必要となります。ぜひご検討ください。

合には最大65万円となります。(2)の要件は、令和3年分については旧電子帳簿保存法(旧法という)によるもので、適用事業年度開始日の3ヶ月前までに申請書を税務署に提出し承認を受ける等、比較的厳しいものです。

(3)上記(1)(2)以外の簡易な方式(複式簿記ではないが、現金出納帳、売掛帳等を整備し日々の取引を残高まで記帳する等の方法)による青色申告者については最大10万円となります。

トピック

【農業経営収入保険】

収入保険は農業保険法に基づく農業者のセーフティネットです。公的な保険制度のため保険料などの50%、積立金の75%の国庫補助を受けられます。自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、災害で作付不能、病気やけがで農作業ができないなど、農業者の経営努力では避けられないアクシデントによる収入減少全般が補償の対象です。近年、頻発する異常気象や農産物価格の下落にも備えることができます。

加入申請の際に青色申告の実績が1年分あれば加入できます(本文最終段(3)の「簡易な方式による青色申告」でも対象)。

詳しくは最寄りの農業共済組合(NOSAI)へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会 監修

